

平成27年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
5－1－2 良好なまち並みが形成されている		
総合計画体系	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	快適な都市の基盤をつくる
	めざす成果	良好なまち並みが形成されている
		景観に配慮した良好なまち並みが形成されるなど快適な住環境が創出されています。

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）				
めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
5-1-2 ① 良好なまち並みが形成されている	5-1-2-1 住環境の維持、改善を進める	計画的な街づくりを進め、都市の骨格を形成、管理する	都市計画マスタープラン進行管理事業 (仮称)中央林間地区街づくりビジョン検討事業 住居表示推進事務 住居表示管理事務	街づくり総務課 街づくり総務課 街づくり計画課 市民課
		② 市民の主体的な街づくり活動を支援する	地域・地区街づくり支援事業 街づくり学習・情報提供事業	街づくり推進課 街づくり推進課
		各地区の課題に対応した土地利用を行う	国土法届出審査等事務 都市計画決定事務 都市計画決定内容の審査等事務 特定地域土地利用誘導事業(内山地区) 特定地域土地利用誘導事業(中央森林地区) 建築協定の普及・更新等事務	街づくり計画課 街づくり計画課 街づくり計画課 街づくり推進課 街づくり推進課 建築指導課
		法令及び街づくりのルールに基づき、開発許可等を適正に行う	開発審査会運営事務 開発許可等事業 開発指導事務 附置義務駐車場指導事務 違反開発行為等の是正指導事務	街づくり総務課 街づくり計画課 街づくり計画課 街づくり計画課 街づくり計画課
		建築物の安全性や快適性を確保する	建築基準法に基づく許可、認可等事務 建築確認事務 違反建築物の是正指導事務 確認台帳・概要書の閲覧及び証明事務 建築物バリアフリー審査事務 ユニバーサルデザイン推進事業(再掲) 建築審査会運営事務	建築指導課 建築指導課 建築指導課 建築指導課 建築指導課 街づくり総務課 街づくり総務課
		中高層建築物の建築に起因するトラブルの解決を推進する	中高層建築紛争調整事業	市民相談課
		安全で良好な住宅の供給を促進する	住宅供給推進事業 住宅計画管理事務 あんしん賃貸支援事業 市営住宅施設維持管理事務 市営住宅大規模改修事業 市営住宅管理運営事務 租特法に基づく優良住宅認定事務	街づくり総務課 街づくり総務課 街づくり総務課 街づくり総務課 街づくり総務課 街づくり総務課 建築指導課
		5-1-2-2 美しい都市景観の形成を推進する	景観形成推進事業 屋外広告物対策事業 神奈川県下優良建築物表彰事務	街づくり推進課 街づくり推進課 建築指導課
		良好な都市景観を創出する		

成果を計る 主な指標	指標の名称	前期基本計画			後期基本計画		
		計画策定時 (H20)	最終目標値 (H25)	実績値 (H25)	実績値 (H26)	中間目標値 (H28)	最終目標値 (H30)
	① 大和市は良好なまち並みが形成されていると思う市民の割合	40.9%	50.0%	48.8%		50.0%	52.0%
	② 地区計画、建築協定、地区街づくり協定などルール化された面積(累計)			121.7ha	121.7ha	122.8ha	128.3ha

所 管 部	街づくり計画部
-------	---------

平成26年度の取り組み内容	【住環境の維持、改善を進める】 - 中央林間駅周辺における街づくりの現状や課題を分析し、北部の拠点に相応しい街づくりの方針等を示した街づくりのビジョンの策定を進めました。 - 内山地区の土地利用の方向性や整備手法等の検討について、市街地整備等誘導方針を策定するとともに、地権者への説明会や意向調査を実施しました。 - 中央森林地区について、土地利用の状況や街づくりの熟度に応じた段階的な市街化区域編入を目指し、地権者に説明会や意向調査を実施しました。 - 今後の広域的な街づくりの方針となる「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」等について、関係機関と調整を図りながら市の案を作成しました。 【美しい都市景観の形成を推進する】 - 違反のはり紙、立看板などについて、定期的な除却業務委託や駅前クリーン活動により簡易除却を実施しました。
---------------	--

構成事業に対する考え方(事業の量及び実施手法)	- 平成27年度に策定する「中央林間地区街づくりビジョン」の方針に基づき、着実に中央林間駅周辺の街づくりを進める必要があります。 - 内山地区については、ブロック毎の合意形成を図りながら地区計画案をまとめ、街づくりの熟度に応じて段階的な市街化区域編入を推進していきます。 - 中央森林地区については、東側ゾーンの組織参加希望者に対して、組織化への働きかけを行うとともに、地区計画による市街化区域編入を目指した街づくり活動を支援誘導していきます。 - 建築協定締結後に土地や建物を所有された方は、協定発足時の趣旨を理解されていないことにより、協定を更新しないケースが見受けられるため、建築協定運営委員会と連携し、定期的に建築協定の説明会等を行い、街づくりのルールを継続していくよう努めていきます。
-------------------------	---

今後の展開方針		注) 例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。
新規事業の立案	中央林間駅周辺において不足する都市機能を確保するため、文化スポーツ施設、交流施設、行政窓口などの整備を進めます。	(該当する事務事業) 中央林間駅周辺まちづくり事業
既存事業の拡充		(該当する事務事業)
事業の廃止・縮減		(該当する事務事業)
事業の効率化		(該当する事務事業)
その他見直し		(該当する事務事業)